

○電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(利用状況調査に係る周波数帯) 第三条 総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。 一 七二四㎒以下のもの 二 七二四㎒を超え三・四㎒以下のもの 三 三・四㎒を超えるもの	(利用状況調査に係る周波数帯) 第三条 総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。 一 七七〇㎒以下のもの 二 七七〇㎒を超え三・四㎒以下のもの 三 三・四㎒を超えるもの